

長道第516号

令和4年3月30日

道路占有者 各位

長岡市長 磯田 達伸
（道路管理課）

長岡市道路占有規則の一部改正について（通知）

長岡市道路占有規則（平成元年3月28日規則第16号）の一部改正に伴い、道路占有申請等の方法が下記のとおり変更となりますので、令和4年度分の申請からご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 施行日

令和4年4月1日提出分から適用

2. 改正内容の概要

- (1)申請書等の様式の申請者押印を廃止します。
 - ・「占有申請・許可書」「住所・氏名変更届」「道路通行禁止・制限申請書」「完了届」
 - ・添付書類における「同意書」の押印は必要になります。
- (2)廃止届の提出するタイミングを「工事着手10日前」と明示します。
 - ・廃止工事の完了後も「完了届」の提出が必要になります。
 - ・工事を伴わない場合は、撤去と同時に提出で構いません。
- (3)「道路占有許可済証（ステッカー）」を廃止します。
- (4)「工事着手届」を廃止し、「届出書（許可を要しないもの）」を設定します。
 - ・道路掘削を伴う場合に提出していた「工事着手届」の申請書への添付を不要とします。
 - ・「届出書」とは、「占有物件の保守」や「軽易な変更」の際の提出を想定しています。
 - ・「保守」とは、点検（計測等を含む）、保守（清掃）、バルブ開閉等を指します。
 - ・「軽易な変更」とは、電線張替、補修・交換、MH高さ調整・蓋交換・擦付直し等
- (5)工事完了届の提出を、「工事完了から7日以内」を「工事完了から14日以内」に変更します。
- (6)道路占有工事しゅん工確認書を廃止します。
 - ・補償期間は完了届提出日から既定の期間（未提出の場合は永年補償扱い）

3. 様式の変更について

- ・上記2の変更に伴い、道路占用に関する様式が変更になりますので、提出の際はご使用の占用許可申請書等の更新していただきますようご注意ください。
- ・改正後の様式については、規則改正後に長岡市ウェブサイトに掲載します。

4. その他

- ・令和4年3月31日までに提出された申請書等については、従前の例によります。
- ・不明な点は下記の担当までご連絡ください。

長岡市土木部道路管理課 管理係（主事）児玉 0258-39-2232
--